**平成２８年（フ）第３４０号**
埼玉県行田市佐間３丁目12番35号
債務者　戸花　元美
1　決定年月日時　平成28年12月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月６日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

**平成２８年（フ）第３４２号**
埼玉県本庄市駅南２丁目20番６号　アーバン本庄Ｂ101
債務者　吉田　千秋
1　決定年月日時　平成28年12月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月６日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

**平成２８年（フ）第３４８号**
埼玉県東松山市大字上唐子1491番地７　クリード東松山Ｕ３
債務者　柳田　良平
1　決定年月日時　平成28年12月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月６日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

**平成２８年（フ）第５９号**
宮城県石巻市中里４丁目３番14号　グレイス中里Ｄ棟101号
債務者　遠藤　　司
1　決定年月日時　平成28年12月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

**平成２８年（フ）第３０５号**
愛知県丹羽郡扶桑町大字山那字屋敷地16番地
債務者　大西　肖平
1　決定年月日時　平成28年12月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

**平成２８年（フ）第１７７２号**
福岡県朝倉市来春418番地５　103号
債務者　小川　貴志
1　決定年月日時　平成28年12月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２８年（フ）第１７７３号**
福岡県朝倉市来春418番地５　103号
債務者　小川恵利子
1　決定年月日時　平成28年12月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２８年（フ）第１７８１号**
福岡市東区八田１丁目３番22号
債務者　田中香穂梨
1　決定年月日時　平成28年12月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２８年（フ）第１７９３号**
福岡市南区井尻４丁目45番27号
債務者　吉原　政男
1　決定年月日時　平成28年12月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２８年（フ）第１８０５号**
福岡市早良区田村４丁目11番61―104号
債務者　橋本　和幸
1　決定年月日時　平成28年12月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２８年（フ）第１８２２号**
福岡県糟屋郡宇美町宇美中央４丁目１番１号　エポックサンハイムＥ―202号
債務者　長　　英之
1　決定年月日時　平成28年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２８年（フ）第１８３５号**
福岡市中央区高砂２丁目17番１―702号
債務者　渡部　龍子
1　決定年月日時　平成28年12月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２８年（フ）第４５３号**
熊本県宇城市松橋町曲野234番地21
債務者　芥川　　洋
1　決定年月日時　平成28年12月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２８年（フ）第５５号**
鹿児島県奄美市名瀬平田町３番３号（都成ビル302号）
債務者　定　　浩
1　決定年月日時　平成28年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

**平成２８年（フ）第３１８号**
茨城県笠間市旭町277番地１　レオパレスムツミ101、前住所茨城県笠間市旭町619番地２ヴィーブル旭台102号
債務者　星野　　昭
1　決定年月日時　平成28年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月14日まで
水戸地方裁判所

**平成２８年（フ）第３１９号**
茨城県水戸市石川町3883番地の８　ハイツ石川101号
債務者　山口　裕美
1　決定年月日時　平成28年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月14日まで
水戸地方裁判所

**平成２８年（フ）第３３５号**
茨城県ひたちなか市大字稲田1223番地11
債務者　小西須巳子
1　決定年月日時　平成28年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月14日まで
水戸地方裁判所

**平成２８年（フ）第１０９６号**
京都府木津川市梅美台６丁目２番地16　エレガントヒル103
債務者　竹内　　暢
1　決定年月日時　平成28年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係